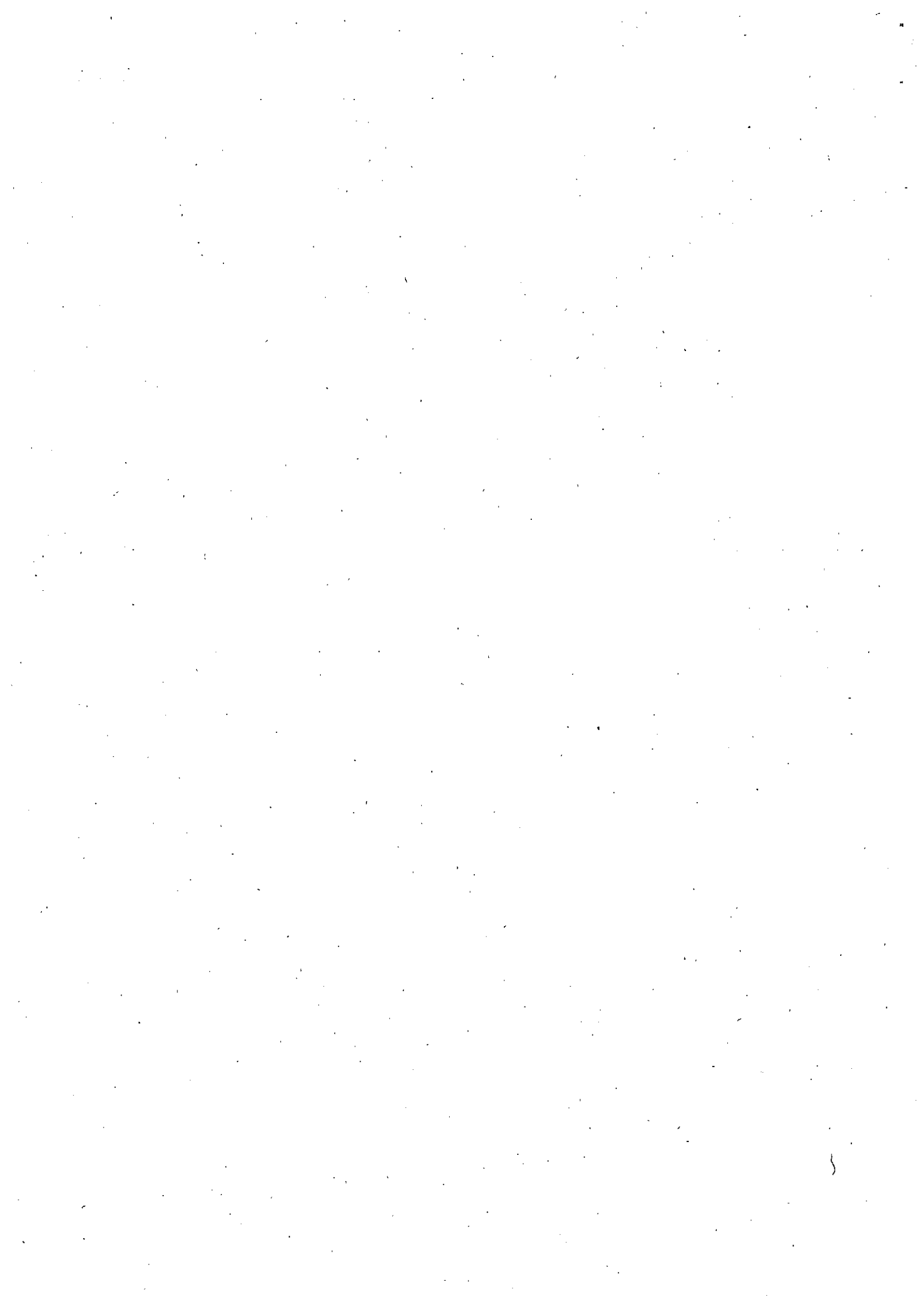


平成 26 年 6 月 26 日(木)
平成 26 年度 滋賀県環境審議会総会

各部会の活動概要

1. 環境企画部会 1
2. 温暖化対策部会 7
3. 水・土壌・大気部会 19
4. 廃棄物部会 23
5. 自然環境部会 37
6. 温泉部会 41
7. 琵琶湖総合保全部会 43



1. 環境企画部会の活動概要

1 平成25年度の部会開催状況

(1) 環境企画部会

月 日	議 事 等	資料
平成25年 8月2日(金)	1. 各部会間の情報共有について 2. 滋賀県における今後の環境学習のあり方について 3. 第三次滋賀県環境総合計画の改定について	
平成25年 9月13日(金)	1. 滋賀県における今後の環境学習のあり方について(答申案) 2. 第三次滋賀県環境総合計画の改定について (素案)	
平成25年 9月27日(金)	1. 第三次滋賀県環境総合計画の改定について	
平成25年 10月28日(月)	1. 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理 2. 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理	
平成26年 3月17日(月)	1. 滋賀県環境総合計画の改定状況について 2. (仮称)環境学習推進協議会について 3. (仮称)琵琶湖環境研究推進機構について	資料3-1

その他、各部会の審議状況について随時報告を行った。

(2) 滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会

月 日	議 事 等	資料
平成25年 4月23日(火)	1. 第二回小委員会において挙げられた論点について 2. 環境審議会環境企画部会での意見について 3. 滋賀県における今後の環境学習のあり方について	
平成25年 5月28日(火)	1. 第三回小委員会において挙げられた論点について 2. 滋賀県における今後の環境学習のあり方について(素案)	
平成25年 8月30日(金)	1. 滋賀県における今後の環境学習のあり方について(素案)への意見等について(報告) 2. 滋賀県における今後の環境学習のあり方について(答申案)	

小委員会設置期間 平成24年10月～平成25年10月

2 平成26年度の部会審議予定

- 滋賀第三次滋賀県環境総合計画の進行管理総括
- 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理
- 第四次滋賀県環境総合計画の進行管理手法検討

滋賀県環境総合計画の改定状況について

県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「第三次滋賀県環境総合計画」（平成21年12月）を策定しています。計画期間が平成26年3月となっていることから、社会・経済等の様々な情勢の変化や現行計画の点検・評価を踏まえ、改定を行います。

1 これまでの経過

[滋賀県環境審議会における審議]

平成25年3月21日 「第三次滋賀県環境総合計画の改定について」諮問
 ～9月27日 環境企画部会の審議（全4回）
 10月23日 滋賀県環境審議会答申

[湖国環境保全推進会議など]

平成25年3月15日 湖国環境保全推進会議統括委員・委員合同会議
 9月18日 答申素案について意見照会
 10月23日 湖国環境保全推進会議委員会議
 11月5日 // 統括委員会議
 11月12日 県政経営会議
 平成26年1月24日 湖国環境保全推進会議委員会議
 平成26年2月10日 県政経営会議

[県民政策コメント等意見聴取]

平成25年11月15日～1月5日 県民政策コメント募集
 11月15日 市町環境担当課長会議
 11月～12月 関係団体等意見交換

[県議会説明]

平成25年3月11日 環境・農水常任委員会（計画の改定について）
 10月7日 // （答申案説明）
 11月13日 // （計画素案説明）
 平成26年2月12日 // （県民政策コメント経過報告）
 2月県議会 計画の立案過程の報告
 3月12日 環境・農水常任委員会（計画の改定状況について）
 5月14日 環境・農水常任委員会（計画の改定状況について）

2 添付資料

第四次滋賀県環境総合計画（概要）

第四次滋賀県環境総合計画（案）の概要

1 計画の性格

- ・ 滋賀県環境基本条例に基づき策定する環境行政の基本計画であり、環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点などの重要事項を定めるもの。
- ・ 県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられ、琵琶湖の総合保全、生物多様性、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策、目標などは、これら分野別計画において定める。
- ・ 計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 5 年間とする。

2 目指すべき将来の姿

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現

～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造

現行計画に掲げる将来の姿「持続可能な滋賀社会」と 2 つの長期的目標である「低炭素社会の実現」および「琵琶湖環境の再生」を基礎としながら、現行計画策定以降に生じた、環境を取り巻く状況の変化や東日本大震災を契機とした、県民などの環境に対する意識変化などを踏まえつつ、目指すべき将来像を設定した。

3 基本目標～3つの基本目標

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

II 琵琶湖環境の再生と継承

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- III-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- III-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- III-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく 3 R 取組のステップアップを進めます

[ポイント]

- ・ 従来の目標（低炭素社会の実現、琵琶湖環境の再生）に加え、「人」・「地域」、「安全で快適な社会」の視点を追加。
- ・ 複雑化・多様化する環境課題の解決に向けて、基盤となる「人材育成」が重要であることから、目標の 1 つめに「人」を置いた。

4 環境施策の方向性

計画期間内に重点的に取り組むべき施策や現行計画策定以降に生じた新たな課題に対しての大きな方向性を記述。

(新たな課題～主なもの)

- ・持続可能社会に向けた人材育成（「ESD」(持続可能な開発のための教育)）の視点
 - ・琵琶湖の栄養塩バランスやプランクトンの質的な変化
 - ・外来水生植物「オオバナミズキンバイ」の生息域の拡大
 - ・COP10（2010年）以来の生物多様性への関心の高まり
 - ・ニホンジカの食害による森林植生の衰退
 - ・PM2.5や放射性物質に関する情報提供の必要性（環境リスクコミュニケーション）
- 他

5 複雑化・多様化する環境課題に対応する横断的仕組づくり

今日、直面する環境問題は、その要因が互いに関係しあうことにより、複雑化・多様化し、分野横断で影響を及ぼしあっているため、それぞれの課題解決に向けては、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっている。

これらの課題に柔軟に対応するため、仕組づくりについて記述した。

[1] 人育ち・人育ての仕組づくり

- ・琵琶湖博物館環境学習センターを中心に、多様な主体と協働連携しながら、「遠く」を「近く」にする主体性育ての環境学習を展開。
- ・「環境学習の推進に関する計画」を県民あげて取り組んでいけるよう、環境学習に関わる多様な主体で構成する「(仮称)環境学習推進協議会」を新たに設置。

[2] 環境課題解決の仕組づくり

- ・複雑化・多様化する環境問題に対処するため、県が持つ試験研究機関と管轄する部局が一堂に会して、課題の把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案に至る琵琶湖と環境の保全の仕組として、4月25日に「琵琶湖環境研究推進機構」を新たに設置。

6 計画の進行管理

環境関連の分野別計画（滋賀県環境学習推進計画、琵琶湖総合保全計画（マザーレイク21計画 第2期改定版）、滋賀県低炭素社会づくり推進計画、第三次滋賀県廃棄物処理計画他）における数値指標の評価を活用するとともに、県政世論調査などによる環境施策の満足度調査結果を反映し、各基本目標を総合的に評価（総合評価方式）。

2. 温暖化対策部会の活動概要

1 平成25年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成25年 12月26日(木)	○滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2011年度（平成23年度））について（報告） ○滋賀県低炭素社会づくり推進計画の実施状況について（平成24年度）（報告） ○滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく事業者行動計画等の提出状況について（報告）	資料3-2

2 平成26年度の部会審議予定

- 滋賀県低炭素社会実現のための行程表の検証について（報告）
- 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2012年度（平成24年度））について（報告）
- 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の実施状況について（平成25年度）（報告）
- 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく事業者行動計画等の提出状況について（報告）

※ 開催時期は平成26年11月の予定

滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2011年度）について

2011年度(平成23年度)に滋賀県域から排出された温室効果ガスの状況は、次のとおりです。

1. 温室効果ガス排出量の経年推移

(1) 温室効果ガス排出状況

- 滋賀県域における2011年度の温室効果ガス総排出量は、1,322万t(二酸化炭素換算)であり、**1990年度比1.5%減(20万t減)、過去5年(2006~2010)平均比9.3%増(113万t増)**となっています。
- 総排出量のうち、二酸化炭素が95.8%と大半を占めています。
- 二酸化炭素は、電気の二酸化炭素排出係数[※]が上昇した影響を受け、排出量が増加しました。

※ 電気の二酸化炭素排出係数は、1kWhの発電に伴って排出される二酸化炭素の量であり、発電方式の構成割合により変動します。

- ・ 滋賀県 2010年度：0.311 kg-CO₂/kWh → (44.7%増) → 2011年度：0.450 kg-CO₂/kWh
- ・ (参考)全国 2010年度：0.413 kg-CO₂/kWh → (23.5%増) → 2011年度：0.510 kg-CO₂/kWh

図表1 滋賀県における温室効果ガス総排出量(単位:万t-CO₂)

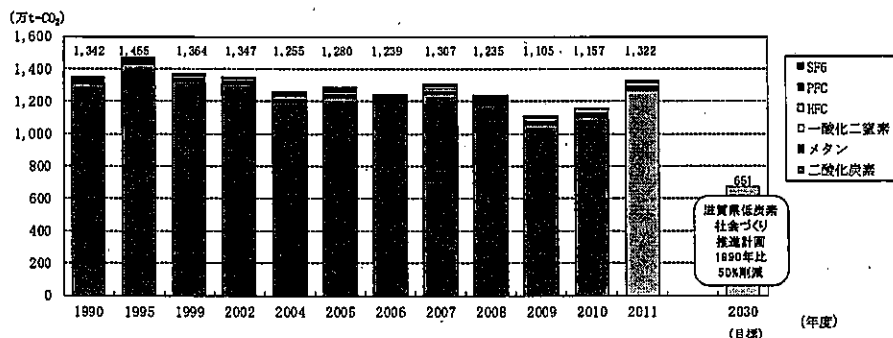
	1990年度	過去5年平均 (2006~2010)	2011年度	過去値との比較		2010年度	2011年度 (係数:2010) [※]
				(1990年度比)	(過去5年平均比)		
二酸化炭素	1,305	1,155	1,267	97.1%	109.7%	1,104	1,071
メタン	21	20	20	95.2%	100.0%	20	20
一酸化二窒素	11	10	9	81.8%	90.0%	9	9
HFC ^{※1}	3	13	20	—	—	17	20
PFC ^{※2}	0	7	3	—	—	3	3
SF ₆ ^{※3}	3	4	4	—	—	4	4
計	1,342	1,209	1,322	98.5%	109.3%	1,157	1,126

注) 四捨五入の関係上、表記上「0」となっている場合でも実際の排出量は存在します。また、同様の理由により、総量と内訳の合計等が合わない場合があります(以下の表も同様)。

※1: ハイドロフルオロカーボン類、※2: パーフルオロカーボン類、※3: 六フッ化硫黄

※4: 電気の二酸化炭素排出係数を2010年度に固定して算出した場合の2011年度総排出量

図表2 滋賀県における温室効果ガス総排出量の推移と目標



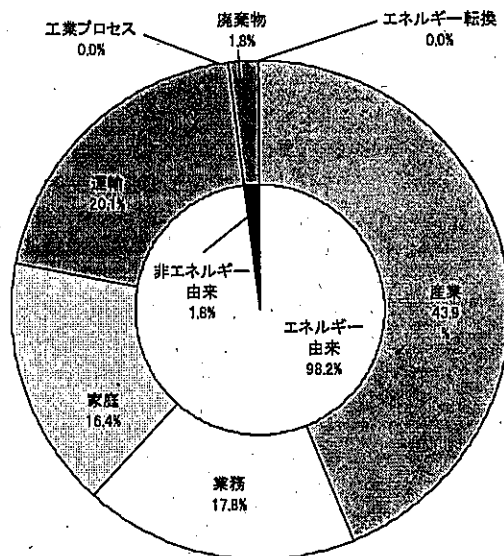
(2) 二酸化炭素排出状況

- 滋賀県域における 2011 年度の二酸化炭素排出量は、12,674 千 t であり、1990 年度比 2.9%減 (380 千 t 減)、過去 5 年平均比 9.8%増 (1,129 千 t 増) となっています。
- 内訳では、エネルギー由来のものが 98.2%と大半を占めています。
- エネルギー由来の二酸化炭素の排出実績は、1990 年度比で 5.4% (641 千 t) の増加となっています。
- 排出量に占める部門別の割合は、産業部門の 43.9%をはじめとして、運輸部門 20.1%、業務部門 17.8%、家庭部門 16.4%の順となっています。

図表 3 滋賀県における部門別二酸化炭素排出量 (単位: 千 t-CO₂)

	1990 年度	過去5年平均	2011 年度	過去値との比較	
				(1990年度比)	(過去5年平均比)
エネルギー由来 CO ₂	11,803	11,266	12,444	105.4%	110.5%
エネルギー転換	0	1	1	—	—
産業	6,564	5,439	5,558	84.7%	102.2%
業務	1,083	1,360	2,258	208.5%	166.0%
家庭	1,259	1,760	2,074	164.8%	117.9%
運輸	2,897	2,706	2,552	88.1%	94.4%
非エネルギー由来 CO ₂	1,250	280	231	18.4%	82.4%
工業プロセス	1,149	1	1	—	—
廃棄物	101	279	230	227.7%	82.4%
合計	13,054	11,545	12,674	97.1%	109.8%

図表 4 滋賀県における部門別二酸化炭素排出割合 (2011 年度)



2. 部門別の二酸化炭素排出状況の特徴

(1) 産業部門（製造業）

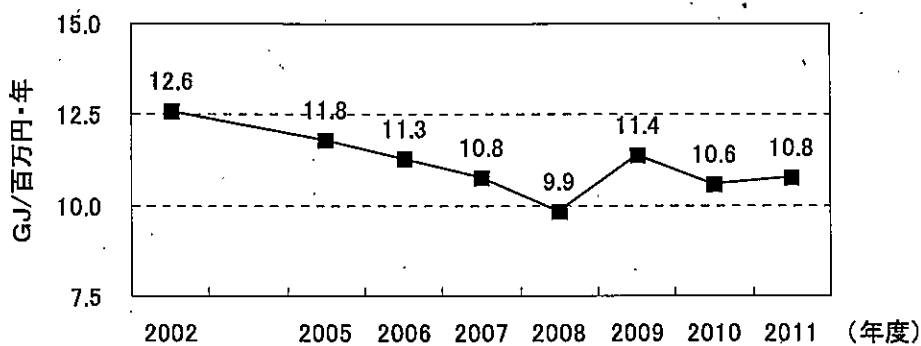
- 産業部門の二酸化炭素排出量のうち、製造業が96.3%を占めています。
- 製造業における2011年度の二酸化炭素排出量は、5,351千tであり、過去5年平均比で2.8%（144千t）の増加となっています。
- エネルギー使用量は、過去5年平均比で4.7%の減少となっています。
- 製造品出荷額あたりのエネルギー使用量は、前年度からほぼ横ばいでした。製造業全体でのエネルギー使用量および製品出荷額が、ともに低下したことが要因として考えられます。
- 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量は、前年度から増加しました。これは電気の二酸化炭素排出係数の上昇等によるものと考えられます。

図表5 製造業におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量

	過去5年平均	2011年度	過去値との比較
			(過去5年平均比)
エネルギー使用量:TJ(テラジュール*)	73,628	70,187	95.3%
二酸化炭素排出量:千t-CO ₂	5,207	5,351	102.8%

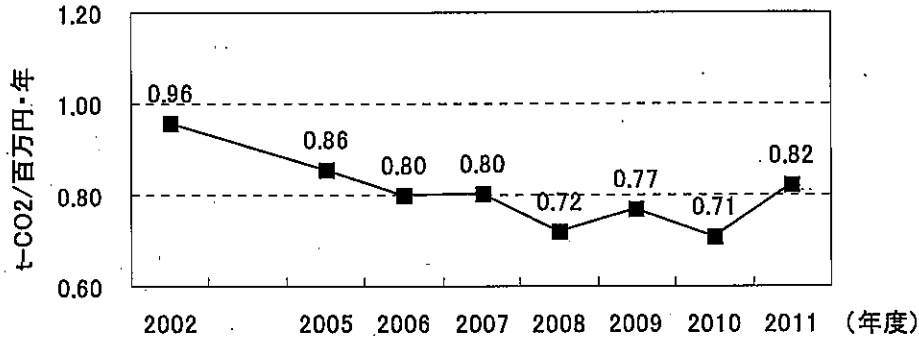
* J(ジュール)は、エネルギー量を表す単位です。

図表6 製造業の製造品出荷額あたりのエネルギー使用量



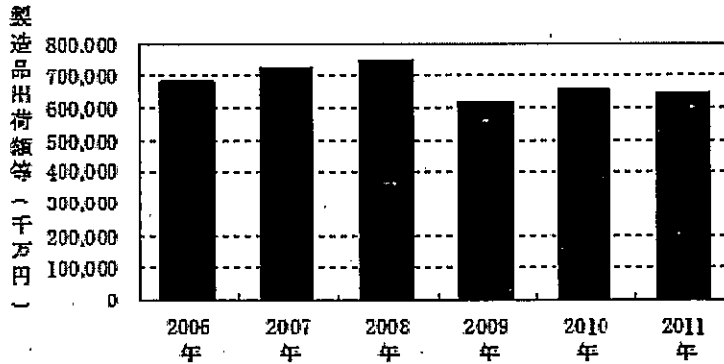
(資料)経済産業省「工業統計調査」を用いて作成

図表7 製造業の製造品出荷額あたりのCO₂排出量



(資料) 経済産業省「工業統計調査」を用いて作成

(参考) 図表8 製造品出荷額の推移 (滋賀県)



(出典) 経済産業省「工業統計調査」

(2) 家庭部門

- 家庭部門における2011年度の二酸化炭素排出量は、2,074千tであり、過去5年平均比で17.9% (314千t) の増加となっています。
- エネルギー使用量は、過去5年平均比で2.6%の減少となっています。
- エネルギー使用量の内訳では電力が最も多く、全体の49.4%を占めています。
- エネルギー種別の増減を過去5年平均と比べて見ると、都市ガスが増加した一方で、灯油、電力、LPGでは減少しています。
- 1世帯当たりのエネルギー使用量は、2010年度から減少しました。過去5年間からの傾向としても、減少傾向にあります。
- 1世帯当たりの二酸化炭素排出量は、電気の二酸化炭素排出係数の影響等により2010年度から増加しました。

- 1990年度比でエネルギー使用量の増減を見ると、2011年度において50.6%の増加でした。このことには、世帯数の増加*が主に影響していると考えられます。

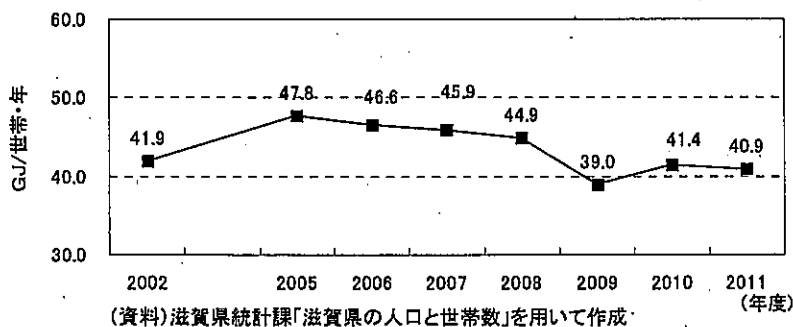
* 1990年度：約35万世帯 → 2011年度：約54万世帯；約55%増

- 1990年度比でエネルギー種別の増減を見ると、電力と都市ガスが顕著に増加しています。このことには、都市ガス供給世帯およびオール電化世帯の増加のほか、家電の多様化・大型化等が影響していると考えられます。

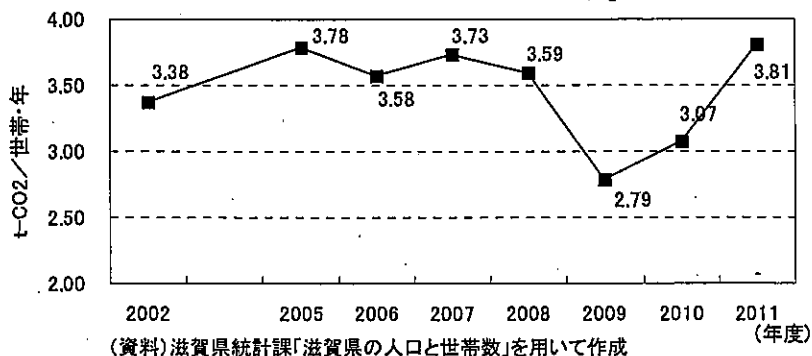
図表9 家庭部門におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量

	1990年度	過去5年平均	2011年度	過去値との比較		世帯当たり	
				(1990年度比)	(過去5年平均比)	1990年度	2011年度
エネルギー使用量:TJ	14,788	22,875	22,275	150.6%	97.4%	42.0 GJ	40.9 GJ
灯油	5,422	6,952	6,574	121.3%	94.6%	15.4 GJ	12.1 GJ
電力	5,958	11,099	11,012	184.8%	99.2%	16.9 GJ	20.2 GJ
都市ガス	1,846	2,931	2,958	160.2%	100.9%	5.2 GJ	5.4 GJ
LPG	1,562	1,894	1,731	110.8%	91.4%	4.4 GJ	3.2 GJ
二酸化炭素排出量 :千 t-CO ₂ (実績値)	1,259	1,760	2,074	164.8%	117.9%	3,573 kg-CO ₂	3,807 kg-CO ₂
灯油	371	472	446	120.2%	94.5%	1,053 kg-CO ₂	818 kg-CO ₂
電力	702	1,029	1,377	196.1%	133.8%	1,992 kg-CO ₂	2,526 kg-CO ₂
都市ガス	95	146	150	157.5%	102.2%	270 kg-CO ₂	275 kg-CO ₂
LPG	91	112	102	112.3%	90.9%	258 kg-CO ₂	188 kg-CO ₂

図表10 家庭1世帯あたりのエネルギー使用量



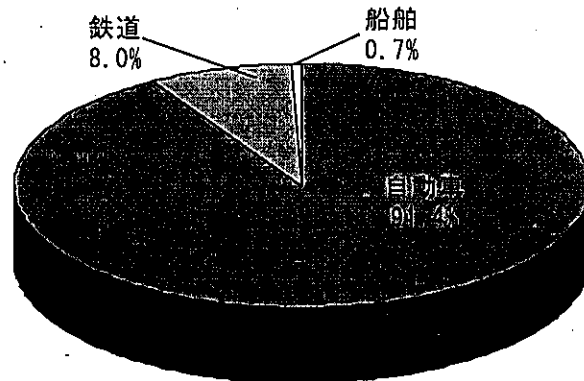
図表11 家庭1世帯あたりのCO₂排出量



(3) 運輸部門（自動車）

- 運輸部門の二酸化炭素排出量のうち、自動車が91.4%を占めています。
- 自動車における2011年度の二酸化炭素排出量は、2,333千tであり、過去5年平均比で7.7%（194千t）の減少、2010年度比では1.8%（46千t）の減少となっています。
- エネルギー使用量は、過去5年平均比で7.6%の減少、2010年度比では1.8%の減少となっています。
- 事業活動由来の自動車のエネルギー使用量は、過去5年平均比で6.9%の減少となっています。この要因としては、トラック輸送の効率化や低公害車の導入等が考えられます。
- 生活由来の自動車のエネルギー使用量は、過去5年平均比で8.2%の減少となっていますが、2010年度からはやや増加しました。軽自動車、ハイブリッド車への乗り換えが進んでいると見られ、引き続きこの動向を注視していく必要があります。

図表 12 運輸部門における二酸化炭素排出量の内訳

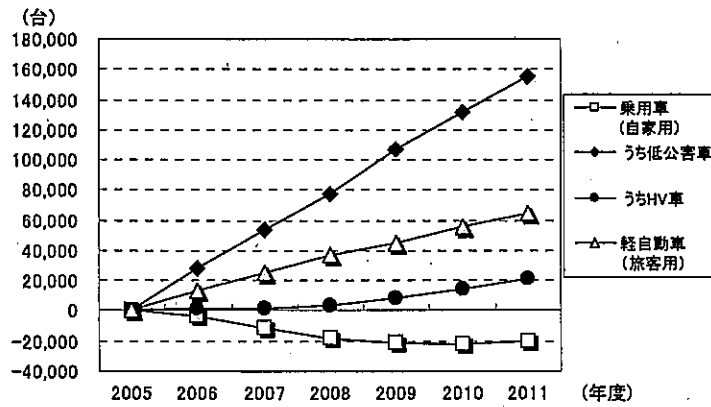


図表 13 自動車におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の経年比較

	2010年度	過去5年平均※	2011年度	過去値との比較	
				(2010年度比)	(過去5年平均比)
エネルギー使用量:TJ	35,194	37,427	34,569	98.2%	92.4%
事業活動由来	トラック	10,964	10,258	93.6%	
	バス	948	915	96.5%	
	乗用車(営業用)	846	781	92.4%	
	軽自動車(貨物用)	3,120	2,994	96.0%	
	小計	15,878	16,050	14,948	94.1%
生活由来	乗用車(自家用)	13,378	13,372	100.0%	
	乗用車(HV車)	339	470	138.7%	
	軽自動車(旅客用)	5,599	5,779	103.2%	
	小計	19,316	21,377	19,621	101.6%
二酸化炭素排出量:千t-CO ₂ (実績値)	2,376	2,527	2,333	98.2%	92.3%

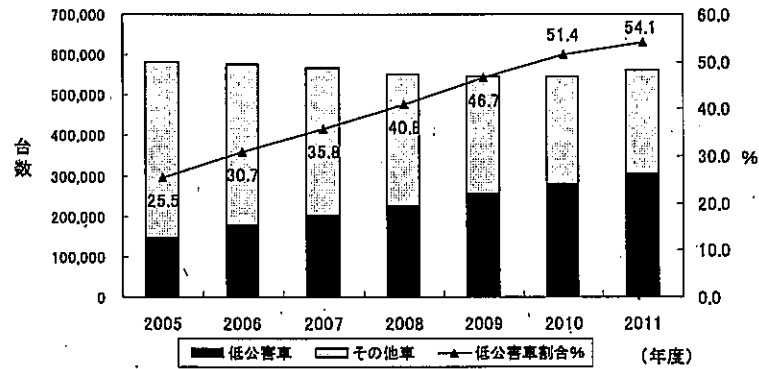
※ 2010年度から、統計資料の変更により車種区分を変更したため、過去5年平均値は合計値のみ記載している。
 なお、2009年度以前でも、事業活動由来にはトラック・バス等、生活由来にはHV車が含まれている。

(参考) 図表 14 乗用車・HV車等(生活由来)の県内保有台数の2005年度からの増減



(資料)一般財団法人自動車検査登録情報協会「自動車保有車両数月報」を用いて作成
 ※乗用車(自家用): ガソリン、軽油、ハイブリッド、CNG車の合計
 ※低公害車: 電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス認定車等

(参考) 図表 15 低燃費などの低公害車の割合の推移



(資料)近畿運輸局提供データを用いて作成
 ※低公害車: 電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス認定車等
 ※台数合計は、大型特殊自動車、被けん引車、軽自動車、ディーゼル車を除く

3. 算定について

- 算定手法は、前年同様に以下の算定手法[※]をもとに算定を行いました。

※「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」(平成19年3月改訂 環境省)、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(2012年4月 温室効果ガスインベントリオフィス編)および「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)」(平成21年6月 環境省)に基づく算定手法

- 電気の二酸化炭素排出係数は、地域の実態により即した数値を使用するという観点から、関西電力株式会社の係数を使用しています。

図表 16 温室効果ガスと主な排出源

6 ガス		地球温暖化係数 [※]	主な排出源
CO ₂	二酸化炭素	1	燃料の燃焼、廃棄物の燃焼、工業プロセスなど
CH ₄	メタン	21	農業、廃棄物、燃料からの漏出、燃料の燃焼、工業プロセスなど
N ₂ O	一酸化二窒素	310	農業、廃棄物、燃料の燃焼、工業プロセスなど
HFC	ハイドロフルオロカーボン類	140~11,700	他のガスの副生、冷媒、発泡剤、エアゾールなど
PFC	パーフルオロカーボン類	6,500~9,200	半導体製造、洗浄など
SF ₆	六フッ化硫黄	23,900	絶縁機器、半導体製造など

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温室効果の度合いを示す値で、二酸化炭素を1としたときの比

図表 17 本調査に用いた電気の二酸化炭素排出係数^{※1}(単位:kg-CO₂/kWh)

1990年度	1995年度	1999年度	2002年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度 ^{※2}	2009年度 ^{※2}	2010年度 ^{※2}	2011年度 ^{※2}
0.424	0.395	0.357	0.357	0.356	0.358	0.338	0.366	0.355	0.294	0.311	0.450

※1 2004年度以降は、関西電力の値を用いています。

※2 電気の二酸化炭素排出係数については、2007年度以降、発電に伴う実際の二酸化炭素排出量を基に算出した「実排出係数」と、京都メカニズム等を活用したクレジット反映後の二酸化炭素排出量を基に算出した「調整後排出係数」について、国が公表しています。本調査においては、県域からの温室効果ガス総排出量の算定に用いることとされた「実排出係数」を用いて算定を行いました。

【参考データ】

図表 18 滋賀県における温室効果ガス排出量の推移 (単位: 万t-CO₂)

	1990年度	1995年度	1999年度	2002年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
二酸化炭素	1,305	1,424	1,324	1,309	1,197	1,226	1,187	1,247	1,181
メタン	21	23	21	20	21	21	21	20	20
一酸化二窒素	11	12	12	12	11	11	11	11	9
HFC	3	3	6	6	6	6	6	12	14
PFC	0	0	0	0	15	12	10	12	6
SF ₆	3	3	2	0	4	4	4	5	4
計	1,342	1,465	1,364	1,347	1,255	1,280	1,239	1,307	1,235

	2009年度	2010年度	2011年度	過去5年平均 (06~10)	過去値との比較	
					90年度比	過去5年平均比
二酸化炭素	1,054	1,104	1,267	1,155	97.1%	109.7%
メタン	20	20	20	20	95.2%	100.0%
一酸化二窒素	9	9	9	10	81.8%	90.0%
HFC	16	17	20	13	—	—
PFC	3	3	3	7	—	—
SF ₆	3	4	4	4	—	—
計	1,105	1,157	1,322	1,209	98.5%	109.3%

(参考) 図表 19 滋賀県における部門別二酸化炭素排出量の推移 (単位: 千t-CO₂)

	1990 年度	1995 年度	1999 年度	2002 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
エネルギー転換 (ガス事業)	0	0	0	0	1	0	1	1	1
産業	農林業	190	222	169	175	84	82	79	78
	水産業	24	32	28	28	8	7	6	6
	鉱業	13	13	7	13	19	19	19	19
	建設業	209	254	182	149	166	161	153	168
	製造業	6,128	6,170	5,620	5,561	5,408	5,471	5,485	5,806
	計	6,564	6,692	6,006	5,926	5,686	5,740	5,722	6,078
業務	1,083	1,319	1,413	1,318	1,500	1,478	1,299	1,346	
家庭	1,259	1,521	1,532	1,587	1,706	1,894	1,825	1,941	
運輸	自動車	2,647	3,166	3,380	3,488	2,592	2,655	2,548	2,628
	鉄道	232	228	184	169	174	184	172	174
	船舶	18	21	26	25	22	21	20	19
	計	2,897	3,413	3,699	3,683	2,788	2,860	2,740	2,821
工業プロセス	1,149	1,106	457	335	1	1	1	1	
廃棄物	一般廃棄物	47	88	114	120	174	173	174	161
	産業廃棄物	54	102	128	119	117	111	105	122
	計	101	189	242	240	291	284	279	283
合計	13,054	14,240	13,238	13,089	11,972	12,258	11,666	12,470	

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	過去5年 平均 (08~10)	過去値との比較		
					90年度比	過去5年 平均比	
エネルギー転換 (ガス事業)	1	1	1	1	-	-	
産業	農林業	47	46	55	61	29.2%	91.0%
	水産業	6	6	7	6	31.2%	124.8%
	鉱業	18	18	21	18	163.4%	118.0%
	建設業	133	129	123	146	58.9%	84.3%
	製造業	4,707	4,674	5,351	5,207	87.3%	102.6%
	計	4,809	4,873	5,558	5,438	84.7%	102.2%
業務	1,211	1,691	2,258	1,380	208.5%	166.0%	
家庭	1,485	1,653	2,074	1,760	164.6%	117.9%	
運輸	自動車	2,506	2,376	2,333	2,527	88.1%	92.3%
	鉄道	139	145	203	161	87.5%	126.1%
	船舶	17	17	17	16	94.4%	94.4%
	計	2,662	2,538	2,552	2,706	86.1%	94.3%
工業プロセス	0	1	1	1	-	-	
廃棄物	一般廃棄物	168	152	155	164	329.8%	94.5%
	産業廃棄物	106	127	75	115	138.9%	65.2%
	計	274	279	230	279	227.7%	82.4%
合計	10,542	11,036	12,674	11,545	97.1%	109.8%	

3. 水・土壌・大気部会の活動概要

1 平成25年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成25年 7月8日(月)	1. 平成24年度公共用水域水質測定結果について(報告) 2. 平成24年度大気汚染状況測定結果について(報告) 3. 第6期琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画の事業進捗状況について(報告) 4. その他	資料3-3
平成25年 9月11日(水)	1. 今後の水環境モニタリングのあり方について(審議)	
平成26年 3月26日(水)	1. 平成26年度公共用水域・地下水水質測定計画について(報告) 2. 平成25年度地下水水質測定結果について(報告) 3. その他 ・微小粒子状物質(PM2.5)について(報告) ・有害大気汚染物質調査地点の見直しについて(報告)	

2 平成26年度の部会審議予定

○ 6月26日(木)

- ・平成25年度公共用水域水質測定結果について(報告)
- ・平成25年度大気汚染状況測定結果について(報告)
- ・第6期琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画の事業進捗状況について(報告)

○ 3月下旬

- ・平成27年度公共用水域・地下水水質測定計画について(審議)
- ・平成26年度地下水水質測定結果について(報告)

第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の概要

1. 経過

昭和61年度に第1期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画を策定して以来、5年ごとに見直しを行っている。平成22年度に第5期計画が期間満了を迎えたことから、これまでの評価を踏まえ、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第6期計画を策定した。

2. 第5期までの評価

- ① 下水道の普及や環境こだわり農業の推進等により琵琶湖への流入負荷は着実に削減されている。
- ② 湖水中の全窒素、全りんは減少傾向にあり、富栄養化の進行は抑制されている。
- ③ しかし、有機汚濁の指標であるCODは低下していない。
- ④ その要因と考えられる難分解性有機物は、湖内での生産が寄与していると考えられる。

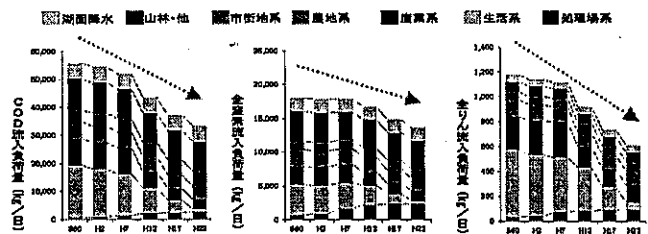
3. 計画期間

平成23年度から平成27年度まで【5年間】

4. 第6期の主要課題と取り組み

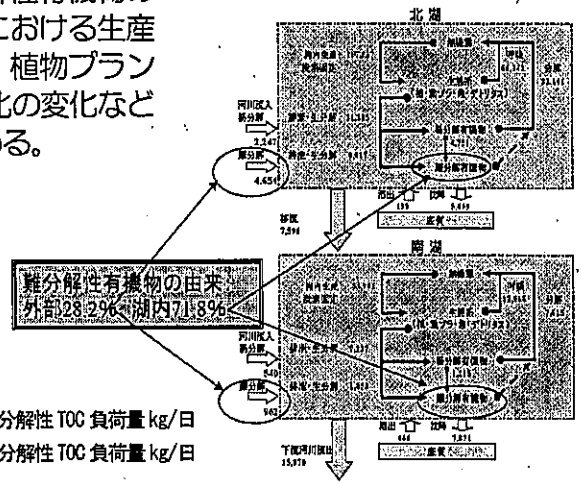
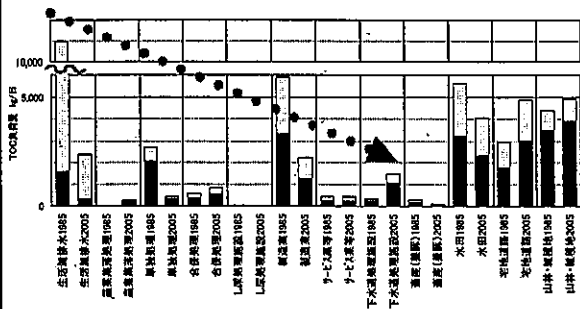
○水質保全対策の継続実施

琵琶湖へのCOD、全窒素および全りんの負荷量が着実に削減されていることから、これまで取り組んできた水質保全対策を継続するとともに、水質モニタリング結果を注視する。



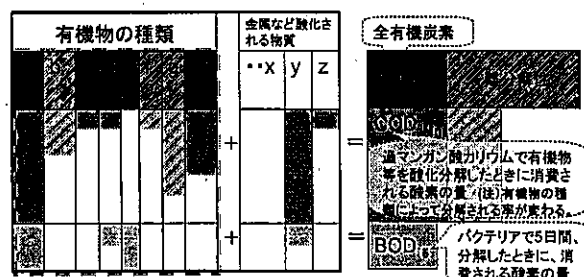
○湖内における生産の実態把握

CODが低下しない要因と考えられる難分解性有機物の流入負荷量は増加していないことから、湖内における生産によるものが寄与していると考えられるため、植物プランクトン群集組成の変化や透明度の上昇、N/P比の変化などが水質に与える影響について、実態把握に努める。



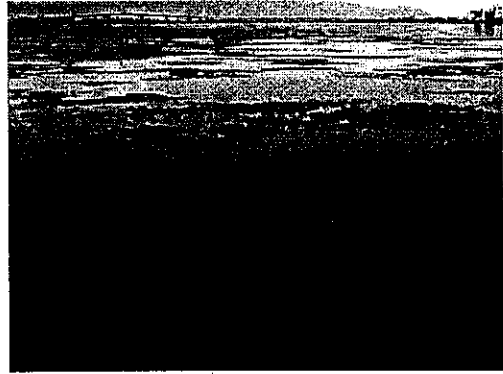
○新たな有機物指標による評価

湖内における有機物の適正な管理を行うためには、有機物そのものを精度よく測定できるTOCなどの新たな指標による評価も併せて行う。

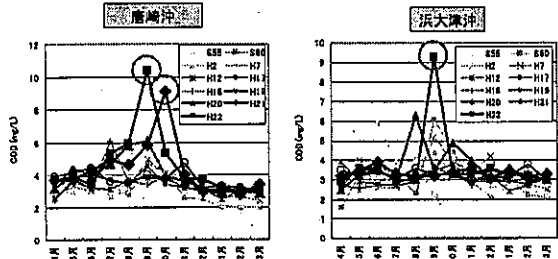


○南湖における水草異常繁茂対策の実施

南湖の湖辺部では、水草の異常繁茂により、湖流の滞留や水草の枯死体による湖底の泥質化の促進など水質への影響が懸念されてきているため、水草の刈り取り等による湖流の回復等を図る。

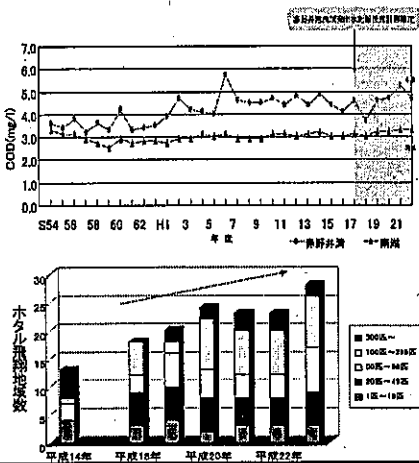


南湖の水草繁茂状況平成23年7月24日撮影



○赤野井湾における水質改善

ホタルの飛翔地域数の増加など、流域のあるべき姿に近づいている項目もあるが、湾内の水質改善に至っていないため、引き続き流出水対策推進計画に基づく対策を推進する。



5. 水質目標値

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて、「琵琶湖流域水物質循環モデル」によるシミュレーション結果を踏まえ、目標値を定めている。

(mg/l)

項目			現状 (平成22年度)	平成27年度	
				対策を講じない場合	対策を講じた場合
COD	75%値	北湖	2.9	3.0	2.9
		南湖	5.0	5.8	5.0
	(参考)平均値	北湖	2.6	2.6	2.6
		南湖	3.6	3.9	3.6
全窒素	年平均値	北湖	0.25	0.24	0.24
		南湖	0.28	0.28	0.26
全りん	年平均値	南湖	0.016	0.018	0.016

※北湖の全りんは、環境基準を満たしているため目標値を設定していない。

4. 廃棄物部会の活動概要

1 平成25年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成26年 3月27日(木)	○第三次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について（報告事項） ○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について（報告事項）	資料3-4 資料3-5

2 平成26年度の部会審議予定

○第四次滋賀県廃棄物処理計画に係る諮問について（平成27年3月頃開催予定）

第三次滋賀県廃棄物処理計画の概要について

第1章 計画の位置づけと近年の関係政策の動向

- ア) 計画の位置づけ
廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画で、廃棄物の減量その他適正な処理に関して定めることとされている。(計画期間：平成23年度から27年度)
- イ) 国の動向
「第2次循環基本計画」の策定(平成20年3月)や、廃棄物処理法改正(平成22年5月)がなされ、低炭素社会との取組統合による循環型社会の形成を一層推進することや適正処理対策の一層の強化等が図られた。
- ウ) 県の動向
「第三次滋賀県環境総合計画」が策定(平成21年12月)され、「持続可能な循環社会づくり」を「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組むこととされ、廃棄物・資源循環分野においては、3Rの推進、適正処理の確保が施策の方向とされた。

第2章 廃棄物の排出や処理の状況、将来見込み、課題

- ア) 排出等の状況
○ 一般廃棄物の総排出量や1人1日あたりの排出量は横ばい状況にあったが、平成19年度以降は減少傾向が続いている。最終処分量は減少傾向にあったが、平成20年度には減少した。最終処分量は10年前に比較して1/3程度まで減少したが、ここ数年は横ばい状況にある。
- イ) 処理の状況
○ 一般廃棄物については、分別回収が進むなど再生利用は一定レベルに達し、再生利用率は頭打ちの状況にある。
○ 一般廃棄物の焼却施設は、稼働年数が長期にわたる施設が多くを占めている。また、最終処分場の残余年数は県全体に不十分で、廃プラスチック類の破砕施設が10年前に比較して約5倍に増加するなど、燃料化等の資源化処理が進行している。管理型最終処分場の残容積は、平成19年度までに大きく減少したが、平成20年度に(財)滋賀県環境事業公社が運営するクリンセンター稼働が開始した。
○ 産業廃棄物不法投棄等の新規発生件数は減少しているものの、撲滅には至っていない。発生年度内での解決率は7~8割となっている。

- ウ) 将来の見込み
○ 本県における廃棄物の現状に基づき将来予測や国の基本方針で示された将来目標量から推算すると、今後、一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出量が大きく増加することはないと見込まれる。
- エ) 課題
○ 廃棄物の排出量や最終処分量を削減するために3Rが取り組まれてきたが、今後は、3Rに伴う環境への負荷を配慮し、リサイクルの推進に力を入れる必要がある。リサイクルの推進にあたっては、マテリアルリサイクルのみならず、廃棄物の焼却に伴い発生する熱利用などサーマルリサイクルにも着目する必要がある。
○ 廃棄物処理施設については、今後とも必要に応じて計画的な施設の更新等を進める必要がある。
○ 産業廃棄物の適正処理を確保するため、県適正処理推進要綱等を踏襲し、監視・指導を今後とも徹底維持していく必要がある。

第3章 計画の基本方針と目標

- 今後の方向性
廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステッパーアップにより持続可能な循環社会づくりを進める
- 3つの基本方針
1. 日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出でからではなく出る前の廃棄物の減量を進めるリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を促進する
2. 温室効果ガスの削減につなげるため、3R取組ととりわけリデュースや省エネ・熱利用型の処理を促進する
3. 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る

- 取組の目標(平成27年度)
○ 排出抑制やリユースを促進する手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等の情報提供と活用を推進する(「見える化」取組)
○ マイバブル特参事率80%
○ 市町ごみ焼却施設の更新計画において発電等熱利用の計画を設定
○ 県許可に係る全ての産業廃棄物処理施設や処分業者に毎年立入検査を継続
○ 産業廃棄物の不法投棄等の発生年度内における解決率80%以上を継続等
- 減量の目標(平成27年度)
○ ごみの1人1日当たりの排出量を910gに(H20:938g)
○ ごみの1人1日当たりの最終処分量を95gに(H20:110g)
○ 産業廃棄物の最終処分量を10万tに(H20:11.2万t)

第4章 計画の推進に向けた取組

- <3R推進の取組>
3R取組を強化する「見える化」、グリーン購入の拡大、市町焼却施設での熱利用推進等
適正処理の事前審査や立入検査の徹底、事業者の優良化、不法投棄等未然防止対策の強化等
施設立地時の事前審査や立入検査の徹底、事業者の優良化、不法投棄等未然防止対策の強化等
<その他循環型社会の進展につなげる取組>
EMSの普及、資源生産性向上の企業支援、環境ビジネスの振興、人材活用等の普及啓発等

第5章 計画の推進

市町や関係組織との情報交換や連携調整、目標の進捗状況について毎年公表

第三次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

I 計画の推進に向けた取組の進捗状況

第1 3R推進の取組

目 標
<p>① 一般廃棄物について、県民によるリデュース・リユース等の取組を一層促進するため、県や市町ではその取組手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等についての情報を提供。また、県や市町が催す様々な機会を通じてこれらの情報を広く活用。</p> <p>② 産業廃棄物について、処理に伴う環境負荷の低減を促進するために、処理の状況や先進事例等の情報を整理・提供するとともに、事業者団体との定期的な情報交換等を実施。</p> <p>③ 買い物時のマイバッグ持参率を80%に増加させる。</p> <p>④ グリーン購入推進団体の会員を通じた消費者に対する普及啓発およびその活動実績の情報発信を実施。</p> <p>⑤ 市町ごみ焼却施設の更新計画にあたって、発電等熱利用施設を盛り込む。</p>
計画の推進に向けた取組
<p>①-1 3R取組を強化するため、市町等関係機関と連携して、廃棄物の減量に関する情報を温暖化対策とも関連づけて分かりやすく発信する「見える化」を進めます。この中で、特にリユース(再使用)を促進するため、先進的な事例の紹介や不要物の交換・譲渡等の機会拡大に取り組みます。</p> <p>①-2 各種リサイクル法の適正な運用を進めます。</p> <p>①-3 3R取組を強化するため、リサイクル製品の認定制度などの充実を図ります。</p> <p>② 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書の作成への助言や計画書の公表をとおり、自主的な産業廃棄物の減量を推進します。</p> <p>③ 事業者や関係団体、市町と連携して、レジ袋をはじめとする容器包装の削減の取組を進めます。</p> <p>④ グリーン購入推進団体を支援し、県民や事業者の啓発活動等をとおしてグリーン購入の拡大を図ります。また、グリーン購入の自らの率先行動を今後とも進めます。</p> <p>⑤ 市町への情報提供や助言をとおして、一般廃棄物処理施設の熱利用の推進など3Rを促進します。</p>
これまでの実績
<p>①② 県ホームページに開設している「ごみ減量・資源化情報」ページで、廃棄物の減量に関する様々な情報を提供しました。また、「びわ湖環境ビジネスメッセ」に「ごみ減量・資源化情報」ブースを出展し、情報提供を行いました。</p> <p>①-2 平成25年4月および平成26年1月に計38製品のリサイクル認定を行い、現在、243製品となりま</p>

- した。また、リサイクル認定製品の普及啓発のため、びわ湖環境ビジネスメッセに出展しました。
- ②-2 平成25年度に多量排出事業者から提出された260件の産業廃棄物処理計画書を県のホームページで公表しました。
- ②-3 産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発を促進するため、滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金事業を継続実施し、平成24年度は1事業者に補助を行いました。
- ③-1 平成25年2月に小売業の24事業者と県民団体および県・市町により「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、マイバッグ持参率を80%以上にすることを目標に同年4月からレジ袋無料配布中止の取組を実施しています。その後、11事業者と協定を締結し、6事業者がレジ袋無料配布中止の取組を、5事業者がマイバッグ持参の呼びかけ等によるレジ袋削減の取組を実施しています。平成25年12月現在のマイバッグ持参率（レジ袋辞退率）は88.8%となっています。
- ③-2 県民にマイバッグ持参を啓発するため、平成24年度は県内29店舗、平成25年度は県内14店舗で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施しました。
- ④ グリーン購入推進団体が平成24年10月に実施した「グリーン購入キャンペーン」に会員団体98団体が参加し、グリーン購入の実践を強化するとともに、県内の消費者に対するグリーン購入の普及啓発に取り組みました。

今後の取組の方向性

- ①② 「ごみ減量・資源化情報」で提供する情報を充実させるとともに、産業廃棄物の事業者団体と情報交換を行い、3Rの取組状況や事業者が必要としている情報の把握に努めます。
- ①-2 リサイクル製品認定制度については、創設以来8年を経過し、リサイクルを取りまく社会経済状況が変化していることから、制度のあり方について検討します。
- ③ 「環境にやさしい買い物キャンペーン」での消費者への啓発活動を実施するとともに、「レジ袋削減の取組に関する協定」への参加事業者の増加を目指します。
- ④ グリーン購入キャンペーンの結果を踏まえて、会員による消費者への普及啓発を更に進めていくため、グリーン購入推進団体に対する支援を行います。

第2 適正処理の推進の取組

1. 廃棄物処理への監視指導や事業者の優良化の取組				
目 標				
① 県が許可した全ての廃棄物の処理施設や処分業者への毎年度立入検査を継続して実施。				
② 電子マニフェスト利用率を50%※にする。 ※ 平成20年度；17%				
計画の推進に向けた取組				
①-1 県適正処理推進要綱に基づき、処理施設の設置にあたっての事前協議や立入検査を適確に実施します。また、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令に基づく改善命令等の厳格な対応を行います。				
①-2 PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管事業者に対して適正保管の指導を行うとともに、日本環境安全事業㈱による無害化処理が円滑に進むように、関係者への情報の周知を図ります。				
①-3 排出事業者や処理業者の優良化を進めるため、廃棄物処理法の周知徹底や電子マニフェストの普及を図る講習会等を開催します。				
これまでの実績				
①-1 産業廃棄物処理施設（許可対象295施設）の全てを対象に立入検査を行いました。このうち、焼却施設および最終処分場については、排ガスや排水等の検査を行いましたが、基準値を超過した事例はありませんでした。				
①-2 PCB廃棄物（トランス、コンデンサ、安定器等）の保管事業者（685事業者：平成23年度末）に対して保管状況の立入検査等を実施しました。				
①-3 優良産業廃棄物処理業者として、収集運搬業者69事業者、処分業者3事業者を認定しています。				
② 関係機関への情報提供や講習会等を通じて、簡易な操作で事務の効率化と確実な法令遵守が図れるという電子マニフェストのメリットの普及啓発を進めており、表1のとおり普及率は徐々に上昇しています。				
表1 マニフェスト交付状況と電子マニフェスト普及率				
	マニフェスト交付状況			電子マニフェストの利用率
年度	紙	電子	合計	
H20	271,135	49,956	321,091	15.6
H21	300,823	94,927	395,750	24.0
H22	279,443	105,738	385,181	27.5
H23	266,355	129,112	395,467	32.6
H24	203,479	121,252	324,731	37.3
今後の取組の方向性				
①-1 毎年度、立入検査方針を策定するとともに、これまでの不適正事例等を踏まえて実態に即した重点検査事項を設定し、効果的・実効的な立入検査を行います。				
①-2 PCB廃棄物の処理に係る情報を保管事業者に提供し、円滑な処理の推進に努めます。				
② 引き続き、普及促進セミナーを実施するなど関係機関への啓発を行って、電子マニフェスト利用率の向上に努めます。				

2. 適正処理の体制確保に向けた取組

(1) 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制等

計画の推進に向けた取組

- ① 焼却施設における発電等の熱利用施設の導入その他処理の効率化に向け、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」に基づく広域的な処理体制の整備に向けた情報提供や助言を行い、必要に応じて市町間の調整に努めます。
- ② ごみ処理事業が社会経済的に効率的な事業となるよう、国が作成した「廃棄物会計基準」に関する情報提供や助言を行います。
- ③ 処理施設等の整備にあたって、「循環型社会形成推進地域計画」（「地域計画」）の策定に関する助言を行います。
- ④ 県内から発生する一般廃棄物を適正に最終処分するために、今後とも、関係府県や市町との連携・協力のもとに大阪湾フェニックス事業を推進します。
- ⑤ 生活排水の適正処理を図るために、引き続き、県污水处理施設整備構想による計画的な下水道や浄化槽の施設整備を進めます。

これまでの実績

- ③ 平成24年度は4地域、平成25年度は6地域で策定されている地域計画の時点修正、変更等に対して助言を行いました。
- ④ 大阪湾フェニックス事業の現行計画は平成39年度までとなっていることから、次期計画を策定するため、関係府県と市町で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会と大阪湾広域臨海環境整備センターが協力して検討を進めています。
- ⑤ 平成23年3月に改正した『滋賀県污水处理施設整備構想2010』に基づき、下水道や浄化槽の施設整備を進めた結果、平成24年度末の生活排水処理率は0.6%増加しました。

表2 生活排水処理率（平成25年3月31日現在）

事業種別	生活排水 処理人口	生活排水処理率 H25.3.31	生活排水処理率 H24.3.31	差
下 水 道	1,131,743	79.7%	78.5%	1.2%
農業集落排水施設	100,463	7.1%	7.3%	△0.2%
合併処理浄化槽	90,523	6.4%	6.8%	△0.4%
林業集落排水施設	40	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	1,322,769	93.2%	92.6%	0.6%

表3 污水处理人口普及率の現状と目標

事業種別	平成24年度		平成32年度(目標年度)	
	処理人口	污水处理 人口普及率	処理人口	污水处理 人口普及率
下 水 道	1,239,217	87.3%	1,276,575	91.8%
農業集落排水施設	104,359	7.4%	75,758	5.5%
合併処理浄化槽	53,200	3.7%	37,819	2.7%
林業集落排水施設等	43	0.0%	48	0.0%
合 計	1,396,819	98.4%	1,390,200	100.0%

今後の取組の方向性

- ⑤ 生活排水処理率100%を達成するため、『滋賀県污水处理施設整備構想2010』に基づき、今後も地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を広域的な観点から選択し、施設整備を進めていきます。

(2) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

計画の推進に向けた取組

- ① 排出事業者や処理業者において、安全で信頼性の高い処理施設の整備が進められるよう、廃棄物処理法の適確な施行を図るとともに、県適正処理推進要綱に基づき適切な指導を行います。
- ② 公共関与により最終処分手業の計画を進めてきた大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾フェニックス事業および(公財)滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀について、適切な運営が図れるよう関与していきます。

これまでの実績

- ① 処理業者等から申請があった産業廃棄物処理施設等の設置計画について、平成24年度18件の厳格な審査を行いました。
- ② 県では、大阪湾フェニックス事業の管理委員会委員、理事等の役職につき、運営に関与しています。
- ③ (公財)滋賀県環境事業公社が平成20年10月に開業したクリーンセンター滋賀は、産業廃棄物の処分量が開業当初は計画の1/3程度しか見込めなかったことから、平成24年3月に『中期経営計画』(計画年度：平成24～28年度)を策定し、経営改善に取り組んできました。
市場を踏まえた料金改定や営業活動により徐々に認知度が高まり、処分量は平成23年2月から大幅に増加しましたが、残容量が逼迫したため、平成24年度は受入制限を行ったことから、前年度の実績を下回っています。

表4 クリーンセンター滋賀の実績

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処分量(トン)	25,191	20,238	35,275	50,251	30,161
処分料金収入(千円)	280,421	282,859	451,728	614,544	411,783

注)平成20年10月30日に開業したため、平成20年度の営業期間は5ヶ月である。

今後の取組の方向性

- ① 廃棄物処理法の規則改正や全国的な不適正処理事例等の情報について、情報収集、意見交換を行う等により、産業廃棄物処理施設整備に対する審査・指導能力のさらなる向上に努めます。
- ② (公財)滋賀県環境事業公社は、引き続き、『中期経営計画』に基づき経営改善に取り組むとともに、平成24～25年度にかけて拡張工事を行った結果、平成26年度以降は制限なく受入可能となりました。

(3) 災害廃棄物

計画の推進に向けた取組

- ① 市町の災害廃棄物処理計画の策定に対して助言を行います。
- ② 災害時における市町間等の迅速かつ円滑な相互協力を図るため、情報の共有や協議の場を設けるなど広域的な連携体制の充実に努めます。
- ③ 廃棄物を処理する事業者の団体との救援協定の締結を推進します。

これまでの実績

- ①② 東日本大震災を教訓として、大規模な災害が発生した場合に関係機関との連絡体制の確立、市町からの情報収集や広域支援要請の把握など、滋賀県職員が災害廃棄物の広域処理調整を行う際に必要な業務を整理した「災害廃棄物広域処理調整マニュアル」を平成25年3月に策定しました。また、併せて市町の基本的な調整業務をまとめた「市町災害廃棄物広域処理調整モデルマニュアル」も策定しました。
- ③ 平成25年8月に、滋賀県内に災害が発生した場合に、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的として、滋賀県と一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会との間で「災害における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しました。

今後の取組の方向性

- ② 平成24年度に策定した災害廃棄物の広域処理に係る調整マニュアルに基づき、具体的な連絡・協力体制などを充実させるため、市町および一部事務組合と連携して検討を進めます。

3. 産業廃棄物の不法投棄等の撲滅に向けた取組

目 標

- ① 産業廃棄物の不法投棄等の撲滅を目指し、発生年度内における解決率80%以上を継続する。

※ 平成21年度；80.3%

計画の推進に向けた取組

- ①-1 警察、市町等の関係機関や近隣府縣市との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策の強化を図ります。
- ①-2 早期発見・早期対応による問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応を行います。
- ①-3 地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制の確立により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。

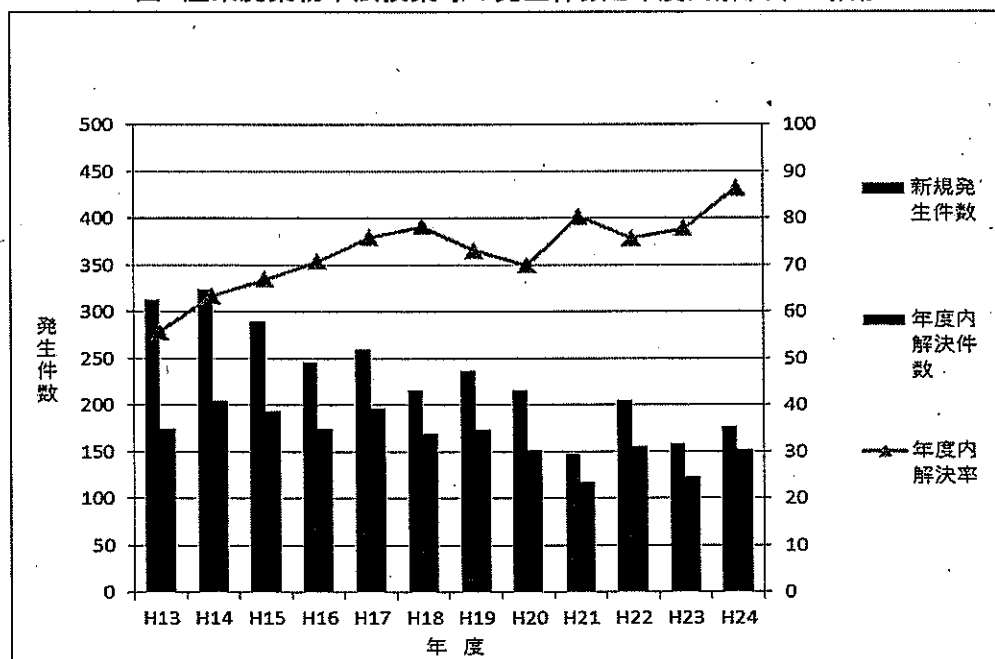
これまでの実績

- ① 平成24年度の年度内解決率は、前年度よりも8.6ポイント上昇し86.4%となり、目標とする80%を超え改善の傾向にあります。

表5 産業廃棄物不法投棄等の新規発生件数と年度内解決率の推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新規発生件数	313	324	290	246	260	216	237	216	147	205	158	176
年度内解決件数	174	205	194	174	197	169	173	151	118	155	123	152
年度内解決率	55.6	63.3	66.9	70.7	75.8	78.2	73.0	69.9	80.3	75.6	77.8	86.4

図1 産業廃棄物不法投棄等の発生件数と年度内解決率の推移



今後の取組の方向性

- ① 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数は、平成10年代前半と比較すると減少傾向ですが、根絶には至っていない状況であり、計画の推進に向けた取組に掲げる不法投棄の防止対策等を引き続き着実に実施することにより、解決率向上に取り組み目標達成に努めます。

4. 散在性ごみ対策

目 標

① 定点観測による散在性ごみ個数を平成22年度の値から10%削減*する。*平成22年度；14個

計画の推進に向けた取組

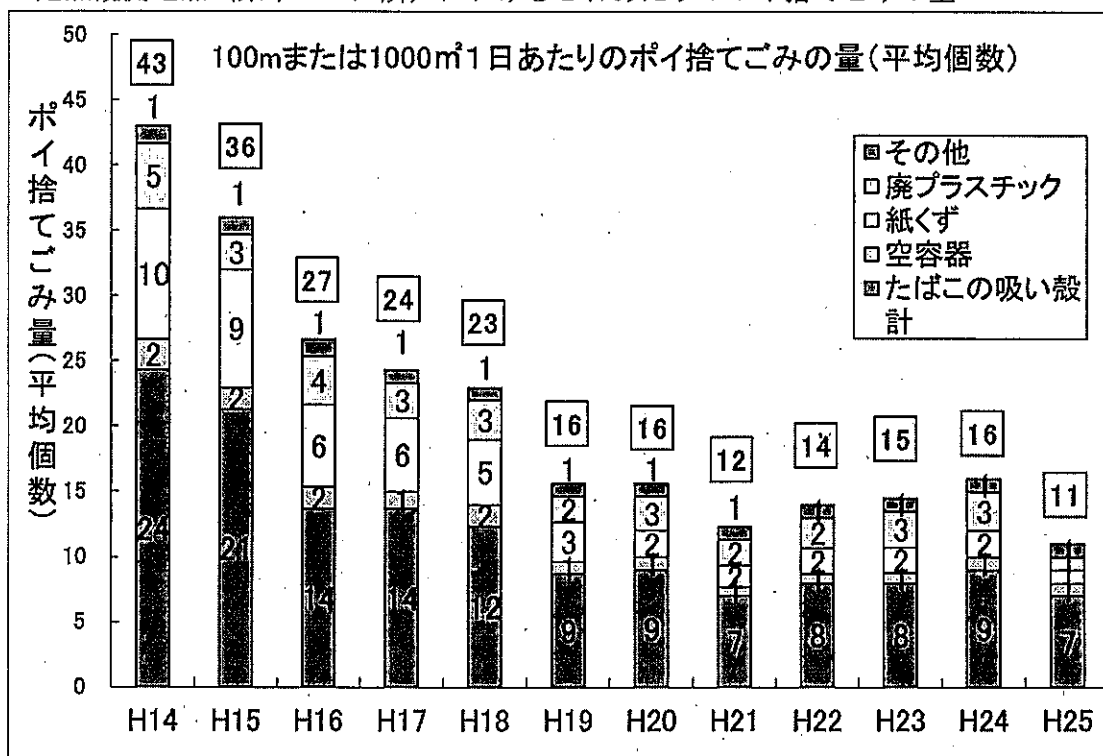
- ①-1 「環境美化の日」の活動をはじめとする県民運動を更に推進します。
- ②-2 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」の周知を図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援します。

これまでの実績

① 美しい環境に恵まれた住みよい郷土づくりを進めるため、県民、企業、団体、県および市町が一体となって、県内全域を対象に一斉清掃を実施している。

定点観測地点における1日あたりのポイ捨てごみの量は、平成19年度以降、横這い傾向にある。

図2 定点観測地点（県下38カ所）における1日あたりのポイ捨てごみの量



今後の取組の方向性

① 定点観測地点における1日あたりのポイ捨てごみの量は、平成14年度と比較すると近年は約7割減少しているものの、下げ止まっている。

目標を達成するため、引き続き、啓発活動や環境美化の日を中心に県民や企業・団体のみなさん等のご協力により環境美化活動に取り組んでいきます。

II 計画の推進に向けた取組の進捗状況

(1) 減量の目標

項目	計画前の実績		実績	実績 (速報値)	目標値	達成状況	
	H20	H22	H23	H24	H27		
一般廃棄物							
1人1日あたりの排出量	g	938	896	887	876	910	達成
1人1日あたりの最終処分量	g	110	102	97.9	96.8	95	未達成
産業廃棄物							
最終処分量	万t	11	9	9	8.5	10	

(2) 廃棄物の排出および処理の状況

項目	単位	計画前の実績		実績	実績 (速報値)	H27 見込値	
		H20	H22	H23	H24		
一般廃棄物	総排出量	万t	47.5	45.5	45.4	45.4	46.3
	総資源化量	万t	9.4	8.7	8.6	8.6	11.5
	再生利用率	%	19.8	19.0	18.8	19.0	25.0
	最終処分量	万t	5.6	5.2	5.0	5.0	4.8
	資源化されない量	万t	31.6	30.3	30.4	30.5	28.8
産業廃棄物	総排出量	万t	389	360	376	359	394
	発生量	万t	226	199	212	197	231
	再生利用量	万t	179	159	174	172	181
	再生利用率	%	46.0	44.1	46.0	48	46.0
	有効利用率	%	89.4	89.0	90.0	89	88.0
	資源化されない量	万t	24	22	21	19	27

5. 自然環境部会の活動概要

1 平成25年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成25年 7月18日(木)	○鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問) ○生物多様性地域戦略の策定について(報告)	
平成26年 1月22日(水)	○生息・生育地保護区の指定について(諮問) ○(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について(諮問) ○第11次鳥獣保護事業計画の変更について(諮問) ○鈴鹿国定公園計画の一部変更及び鈴鹿生態系維持回復事業計画について(報告)	資料3-6
平成26年 3月26日(水)	○第11次鳥獣保護事業計画の一部変更について(諮問) ○朽木・葛川県立自然公園事業の廃止について(諮問) ○(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の理念・目標・基本方針について	資料3-7

2 平成26年度の部会審議予定

- 県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(平成26年7月)
- 生物多様性地域戦略の策定について(平成26年7月、9月)
- 第11次鳥獣保護事業計画の変更について(諮問)(平成27年1月)

新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落 生育地保護区の指定

- 所在地 滋賀県滋賀彦根市新海浜
- 面積 1.6ヘクタール
- 保護対象種 ハマゴウ、ハマエンドウ
- 環境管理の指針の概要

・指定にかかる希少野生動植物種が生息・生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理等、野生動植物の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。

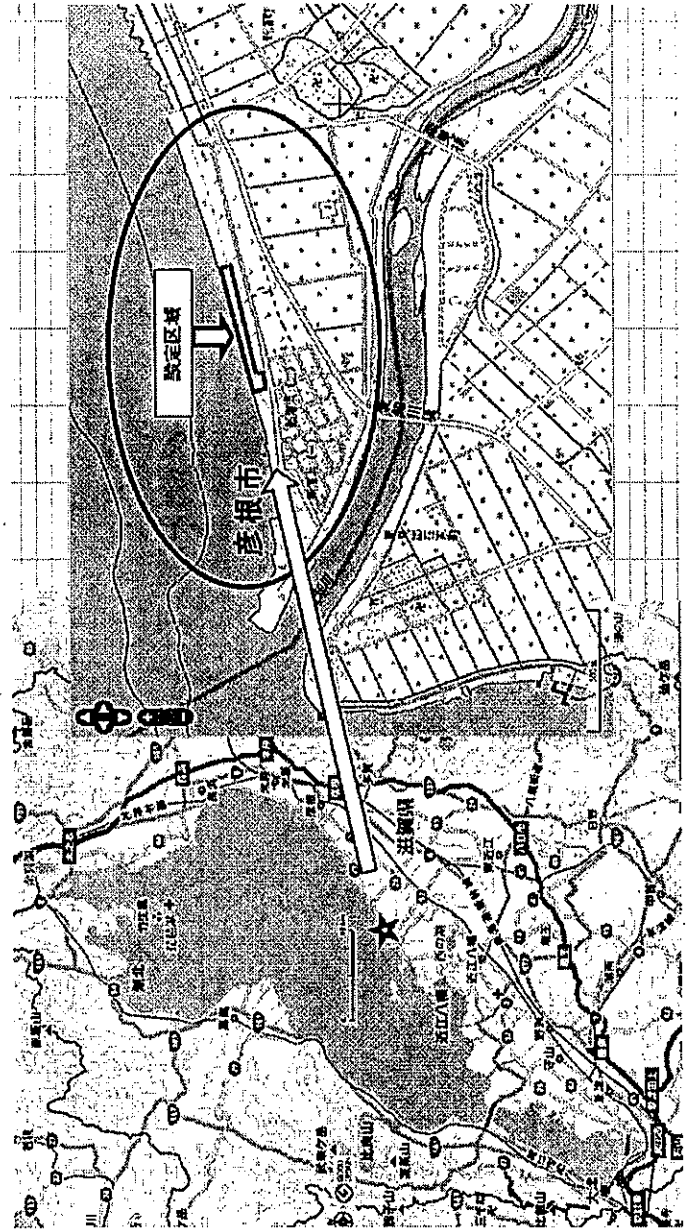


ハマエンドウ



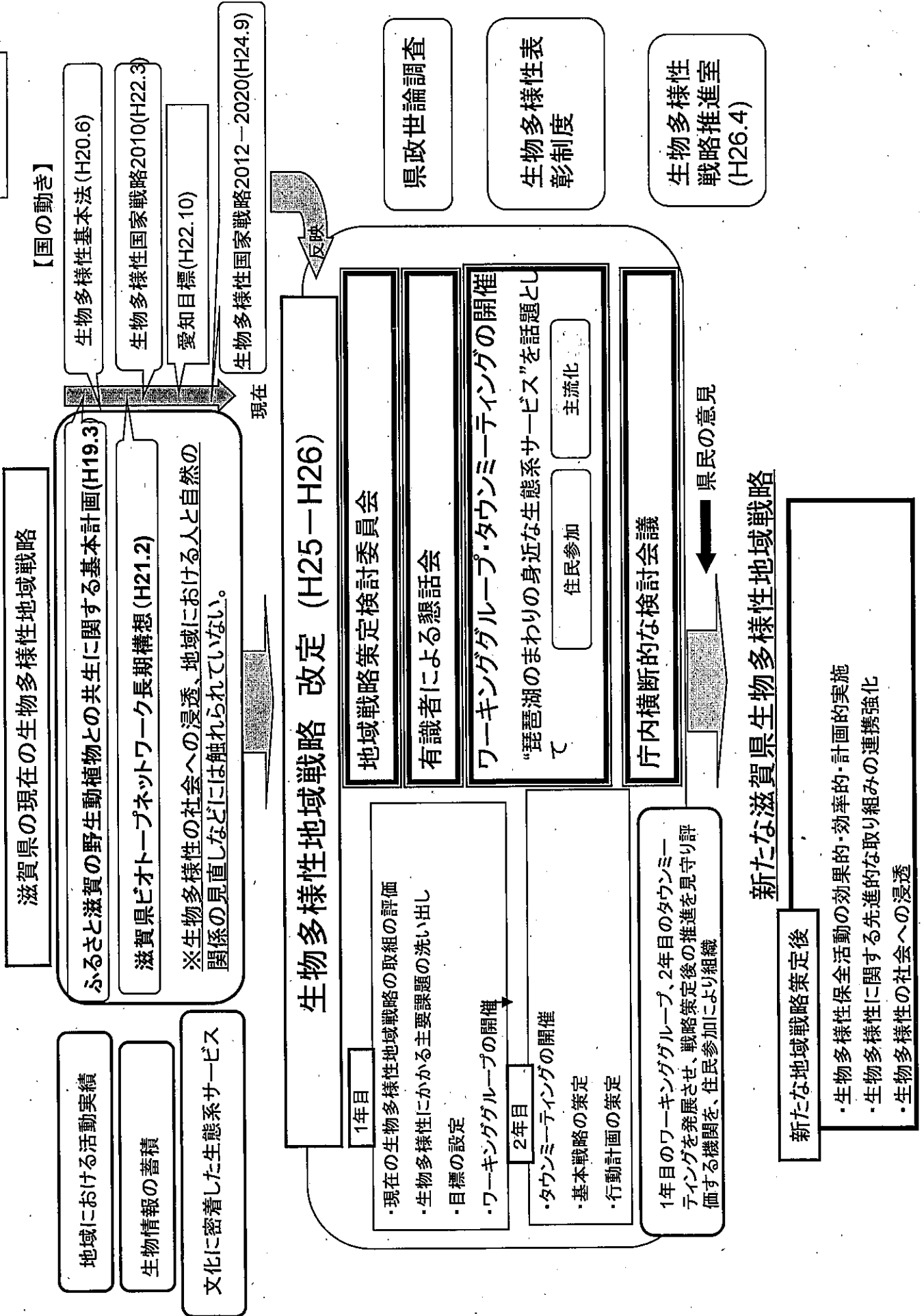
ハマゴウ

(いずれも宇野道雄氏
提供)



生物多様性地域戦略の策定について

資料3-7



6. 温泉部会の活動概要

1 平成25年度の部会開催状況

審議会に諮るべき申請案件が無かったため、部会を開催していない。

2 平成26年度の部会審議予定

○平成26年度第1回

現地調査	8月上旬
部会	8月下旬

○平成26年度第2回

現地調査	2月上旬
部会	2月下旬

参考 温泉部会への諮問事項について

温泉部会で審議する事項は、以下のとおりです（温泉法第32条）。

- ・温泉掘削許可（温泉法第3条第1項、第4条第1項）
- ・温泉増掘許可（温泉法第11条第1項）
- ・温泉動力装置許可（温泉法第11条第1項）
- ・温泉掘削、増掘および動力装置許可の取消し（温泉法第9条第1項、第11条第2項、同条第3項）
- ・許可を受けた者に対する公益上必要な措置命令（温泉法第9条第2項、第11条第2項、同条第3項）
- ・温泉採取制限命令（温泉法第12条）

【参考】 温泉法第32条（審議会その他の合議制の機関への諮問）

都道府県知事は、第3条第1項、第4条第1項（第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第9条（第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第11条第1項又は第12条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

7. 琵琶湖総合保全部会の活動概要

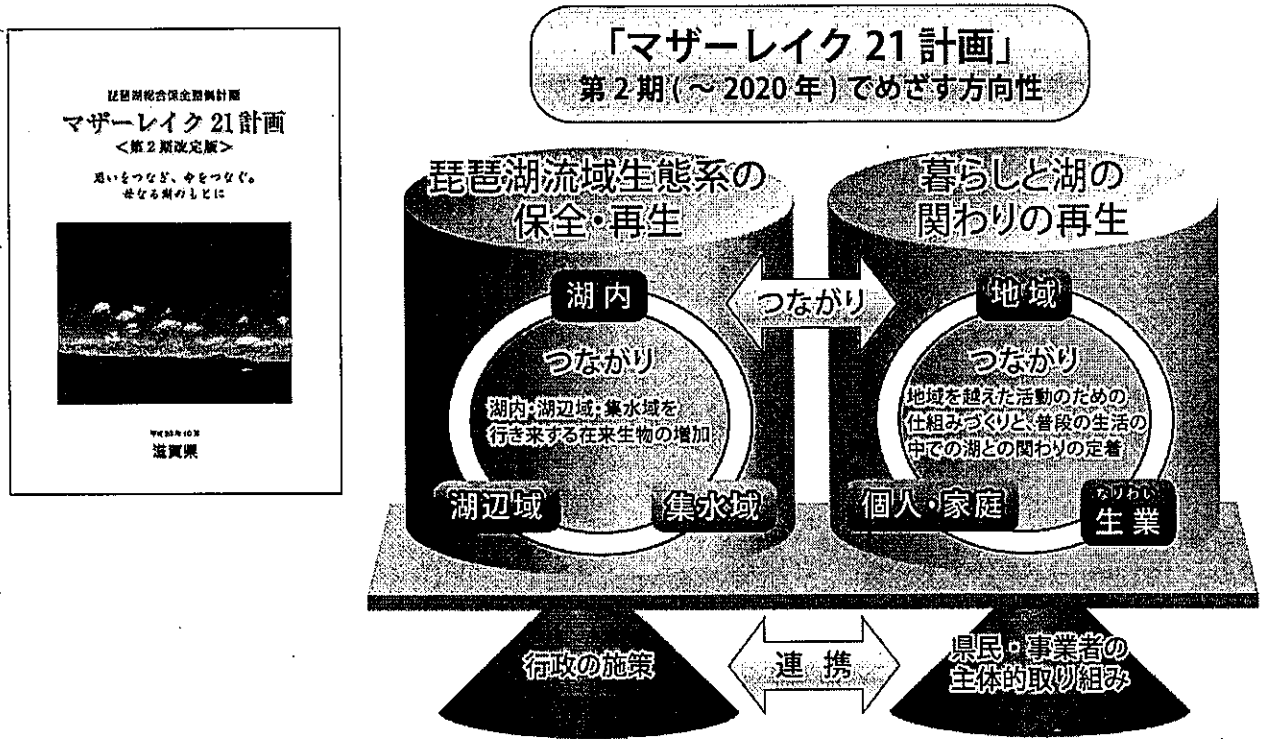
1 平成25年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成26年 1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none">○ 琵琶湖の状況について○ マザーレイク21計画各種指標の平成24年度末の状況について○ 第2回学術フォーラムおよび第3回マザーレイクフォーラムびわコミ会議の結果概要について○ 今後の施策の方向性について	資料3-8 資料3-9

2 平成26年度の部会審議予定

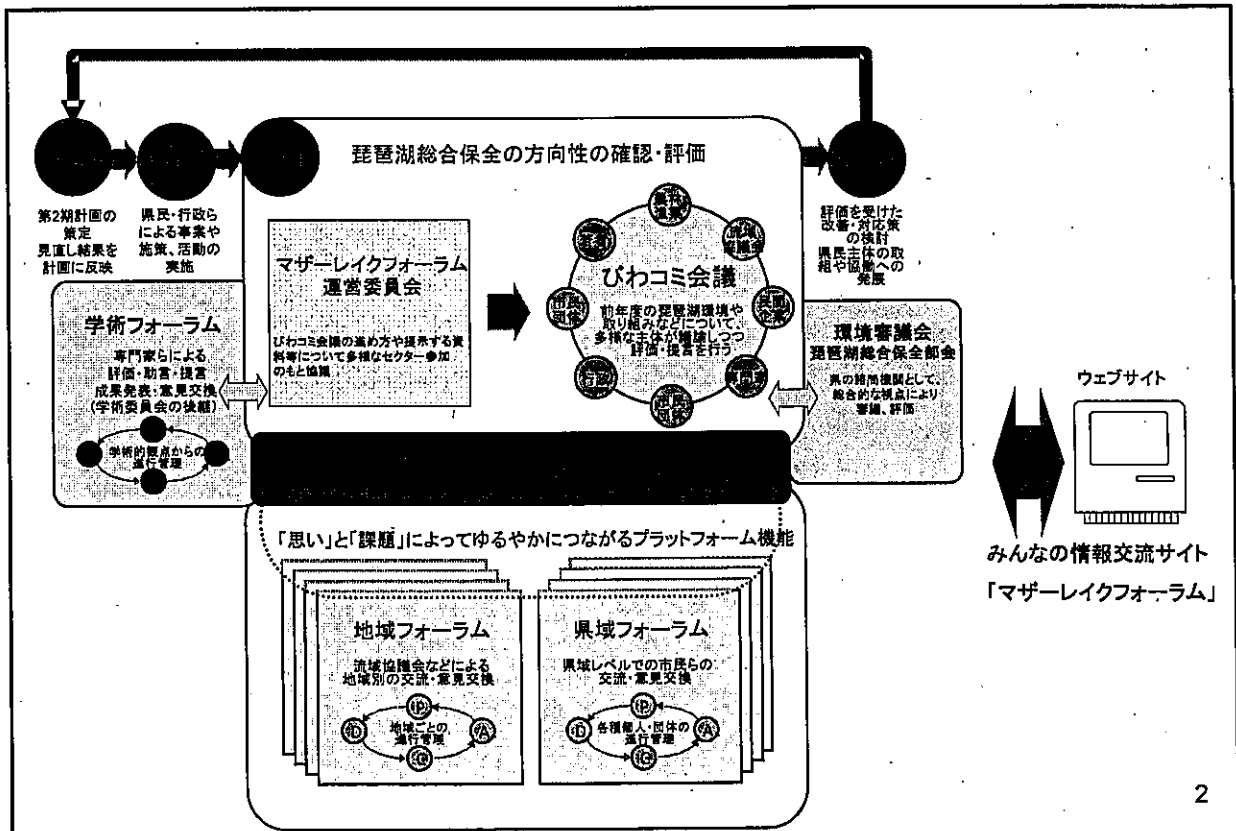
- マザーレイク21計画の推進状況について（平成27年1月頃その他で開催予定）

マザーレイク21計画(第2期改定版)の体系



1

マザーレイク21計画の進行管理



2

マザーレイク21計画 各種指標の状況

滋賀県環境審議会
琵琶湖総合保全部会

平成26年6月26日(木)

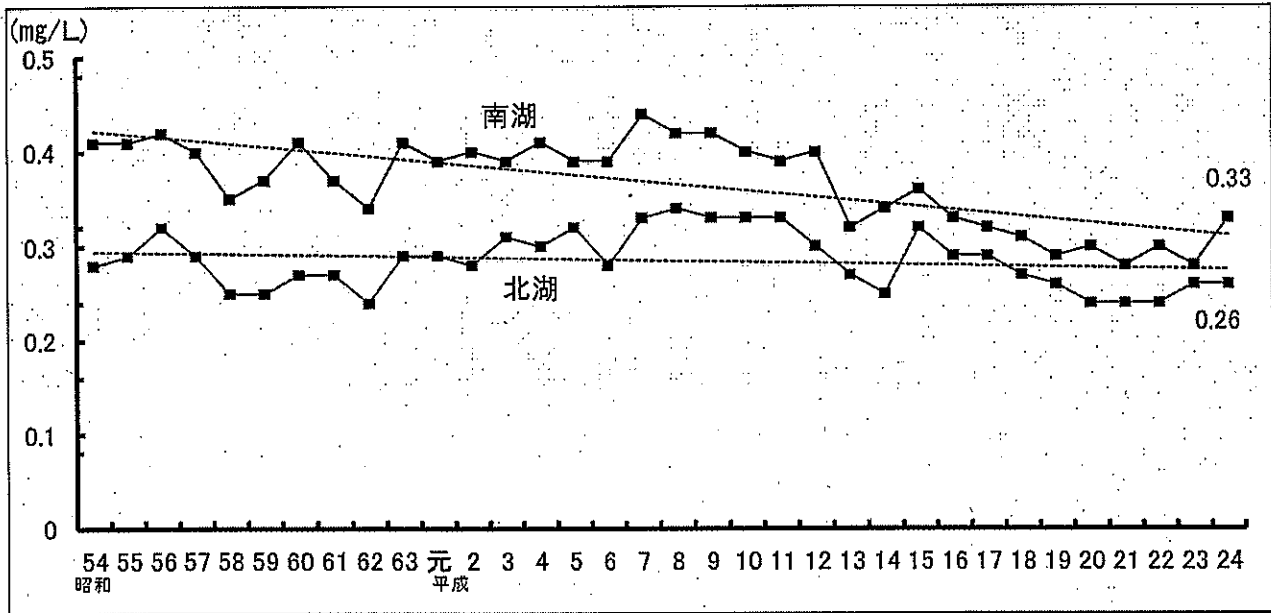
滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖政策課

水質

- 1970年代、琵琶湖の最も大きな問題は、水質汚染だった。
- 環境基準項目は、COD(有機物による汚染)、窒素、りん(富栄養化の観点)。
- この30年あまり、県の対策の中心は、「琵琶湖に流入する汚れを減らすこと」だった。
- 対策(アウトプット)は進んだ。水質(アウトカム)の一部は対策の結果を表している。

琵琶湖の水質 (T-N)

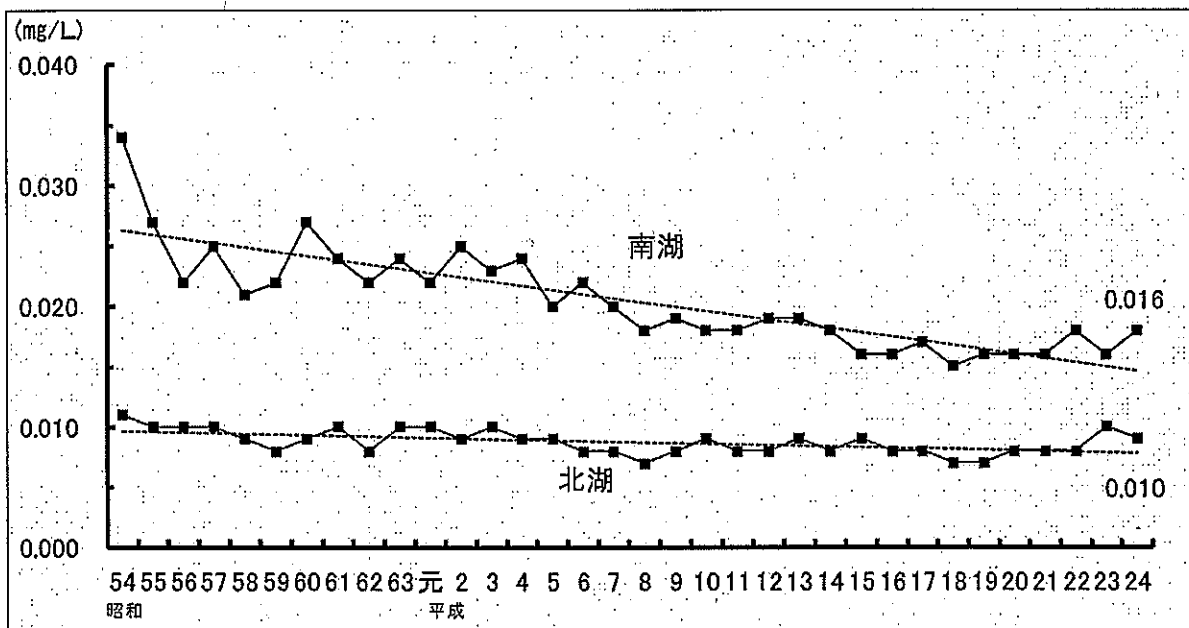
【測定全地点の平均値】



※北湖28、南湖19地点の平均値

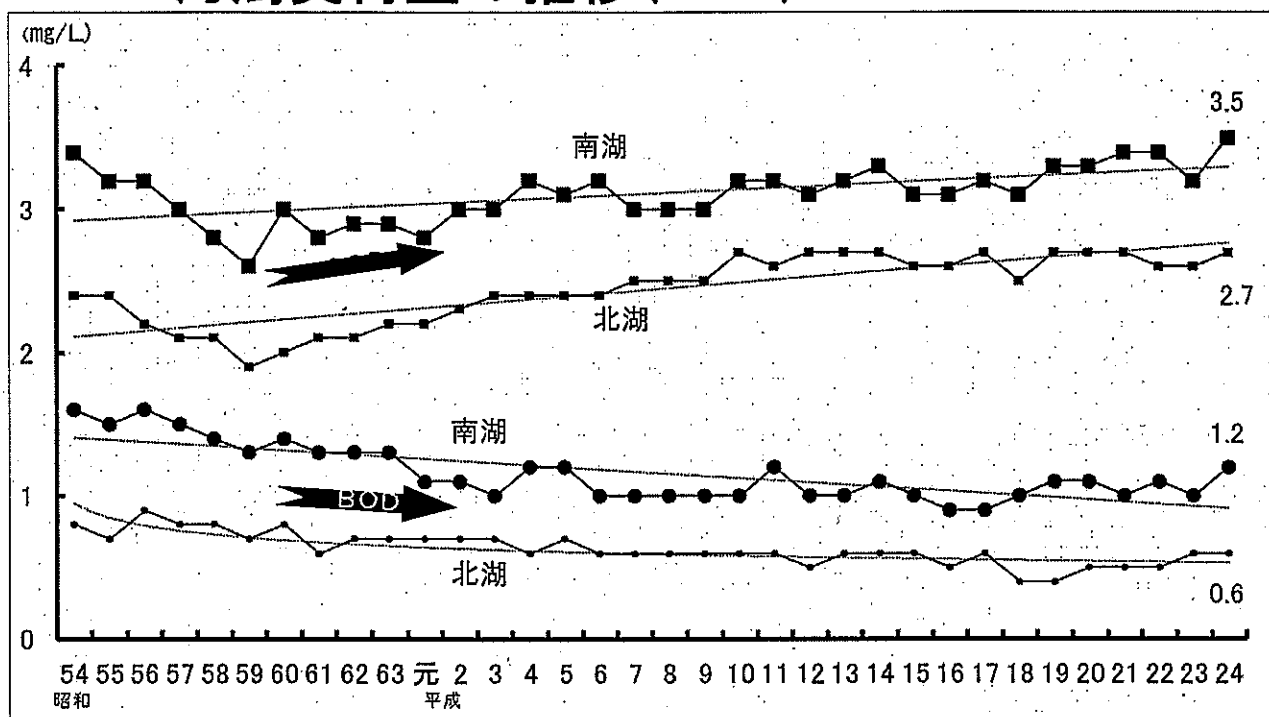
琵琶湖の水質 (T-P)

【測定全地点の平均値】



※北湖28、南湖19地点の平均値

琵琶湖の水質(COD、BOD)と 汚濁負荷量の推移(COD) 【測定全地点の平均値】



※北湖28、南湖19地点の平均値

植物プランクトンの状況

- 赤潮の発生は近年減少傾向にある。
- アオコは閉鎖性の高い水域で発生している。
- 窒素、りんなどの栄養塩類の状況から、富栄養化の進行は引き続き抑制されていると考えられる。

琵琶湖の漁業および 魚介類・生き物の変化

- 琵琶湖の漁業においては、漁業者が減少しており、また高齢化が進行している。
- フナ、セタシジミ、ホンモロコなど琵琶湖の魚介類の漁獲量は、近年大きく減少している。
- 大增殖したオオクチバスやブルーギルなどの外来魚は、駆除やリリース禁止などの取り組みで推定生息量が減少傾向にある。
- カワウも駆除の取り組みの結果、この数年は減少傾向が見られる。

琵琶湖の水草の状況

- 1990年代頃から特に南湖で水草が大量に繁茂し、湖の流れが停滞し、湖底の泥化が進むとともに、水質や底質の悪化を引き起こしている。
- 表層刈り取り及び根こそぎ刈り取り、さらに人力刈り取りやワタカの放流など、様々な対策を行い、望ましい水草の状態に近づけようとしている。
- 刈り取った水草は、集めて堆肥化し、肥料として再利用している。
- これら対策等により、平成24年度には、現存量が約1/3にまで減少した。

琵琶湖の湖岸の変化、内湖の減少、 ゆりかご水田の取組

- 琵琶湖総合開発による湖岸堤の造築などにより、ヨシ群落等が埋め立てられ、自然湖岸が減少した。
- 生物多様性等において重要な内湖が減少。37あった自然内湖は23にまで減少した。
- コイ科魚類等の産卵の場である水田に遡上できるよう、「ゆりかご水田」への取り組みが増えた。

生物多様性の状況

- カイツブリの生息数に大きな変化はあまりない。
- 守山市赤野井湾のエリアで調査されたホタル飛翔地域数において、ホタルの飛ぶ地域数は増加傾向にあり、同地域におけるホタルの生息できる環境は保全されている。

森林・林業の状況

- 林業就業者数は減少してきたが、近年は一転して増加している。
 - 琵琶湖の水源地として重要な森林の保全において、間伐を行うとともに、利用間伐を進めている。県産材の素材生産量が増加し、林業産出額もやや上昇している。
 - 森林を市民団体や集落ぐるみ、また企業とパートナー協定を締結したり、里山整備協定を締結するなど、個人ではなく団体として保全していく形態が増加している。
 - 次世代への教育の一環として、森林環境学習を行っており、年間受講者数を増加させている。
-

その他参考情報

- 琵琶湖博物館の年間来館者は減少傾向にあるが、平成8年に開館して18年が経過していることもあり、平成28年度にリニューアルオープンする予定。
- 県民一人が一日に出すゴミの量は、年々減少している。全国の数値と比べ、滋賀県民が出すゴミの量は少なく、環境意識が高い点が伺われる。